

第2期境町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
境 町

はじめに

境町では、町民の皆さまが安心して子育てができる「子育て支援日本一」のまちを目指し、妊娠・出産・子育て期間における切れ目のない支援を実施するなど、子どもたちの未来のために、最大限の投資を行う取り組みを推進してまいりました。



現在、わが国では少子化が急速に進行する中、本町におきましても、15歳以下の子ども数は、昭和50年に比べ約半分に減少するなど、急速な少子化及び人口減少が進んでおります。一方で、女性の就業率の向上により、保育需要が年々増加し、待機児童が増える傾向にあることから、多様な働き方、家族のあり方を踏まえた、子ども・子育て支援施策の充実強化が課題となっています。

このような状況の中、国では教育・保育の総合的な提供や、地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年に「子ども・子育て支援制度」が施行されました。また、令和元年5月には同法の改正により、10月からは幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、国レベルで解決すべき課題に取り組んでいます。

本町では、平成27年に第1期「境町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたち一人ひとりが健やかに成長できるよう幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

このたび、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期境町子ども・子育て支援事業計画」では、第1期事業計画で定めた取り組みをさらに充実させるため、各種事業の分析、評価、見直しを行うほか、本計画の策定にあわせて、妊娠から出産、子育てにおける新たな事業を実施してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定のため、ニーズ調査にご協力をいただきました保護者の皆さまには、広く貴重なご意見を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

令和2年3月

境町長 橋本正裕

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の期間 1
- 3 計画の位置づけ 2

第2章 境町の現況

- 1 人口・世帯等 3
- 2 女性の労働力・婚姻の状況 5
- 3 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状 6
- 4 子ども・子育てに関するニーズ調査（抜粋） 8

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 13
- 2 基本方針 13
- 3 施策の体系 14
- 4 将来の子どもの人口 15

第4章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制，確保の方策

- 1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方 16
- 2 計画の推進方策 16
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容 23

第5章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

- 分野1 地域ぐるみで子育て支援 25
- 分野2 支える力を大きくするために 29
- 分野3 豊かな人間性を育む教育環境の整備 34
- 分野4 良質な生活環境の整備と子どもの安全 36
- 分野5 職業生活と家庭生活の両立支援 39
- 分野6 特にきめ細やかな配慮が必要な取り組み 41

第6章 計画の推進に向けて

- 1 取り組みの方針 44
- 2 計画の推進体制 44
- 3 計画の進捗管理と点検・評価 44

巻末資料

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

境町では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と、町の子育て支援施策を総合的に推進するための「次世代育成支援行動計画」を包含した、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間とする「境町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画）を策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的にすすめてきました。

この「第2期境町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画）は、第1期計画が終了することに伴い、未来を担う境町の子どもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

2 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

	平成 27 (2015) 年度	28 (2016) 年度	29 (2017) 年度	30 (2018) 年度	令和 元 (2019) 年度	2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度
境町 総合計画	第5次計画					第6次計画				
境町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期計画					第2期計画				

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第5次境町総合計画」を上位計画とした保健医療福祉分野の個別計画として位置付けます。

また、本計画は平成22年3月に策定された「境町次世代育成支援対策後期行動計画」の後継計画とします。

子ども・子育て支援法

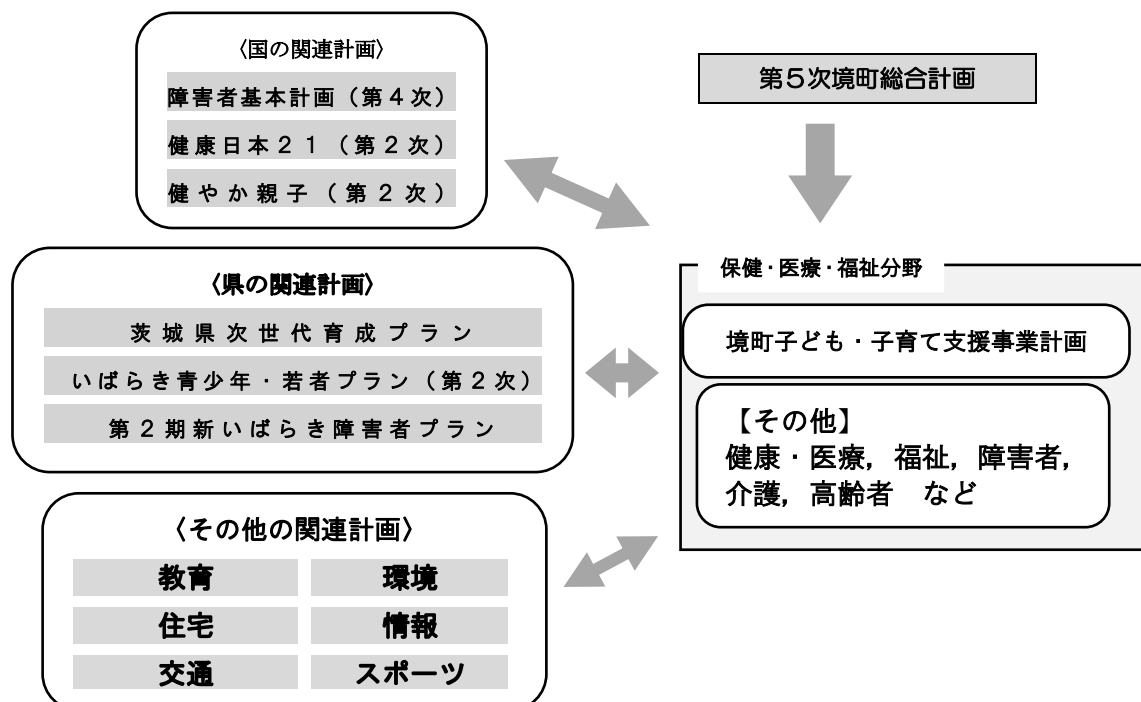
(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

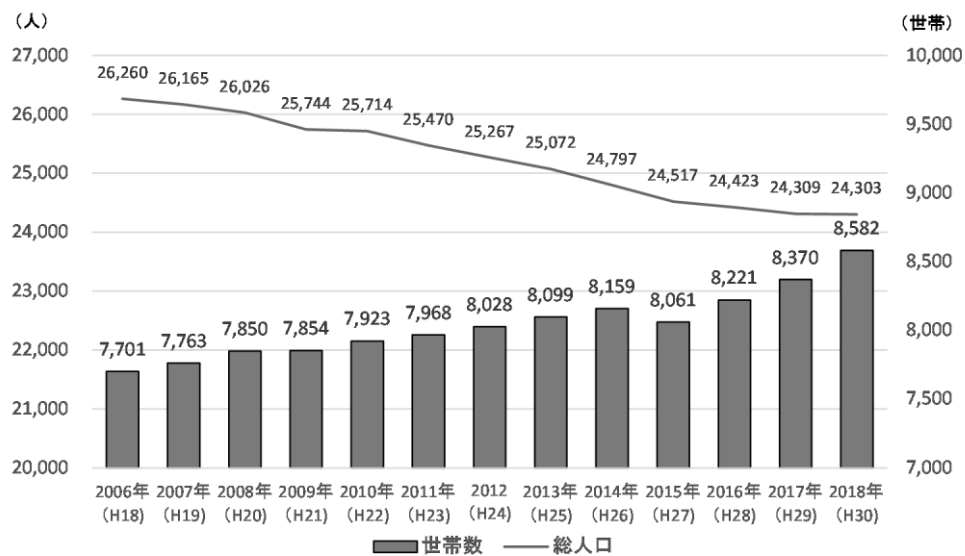


第2章 境町の現況

1 人口・世帯等

(1) 人口・世帯の推移

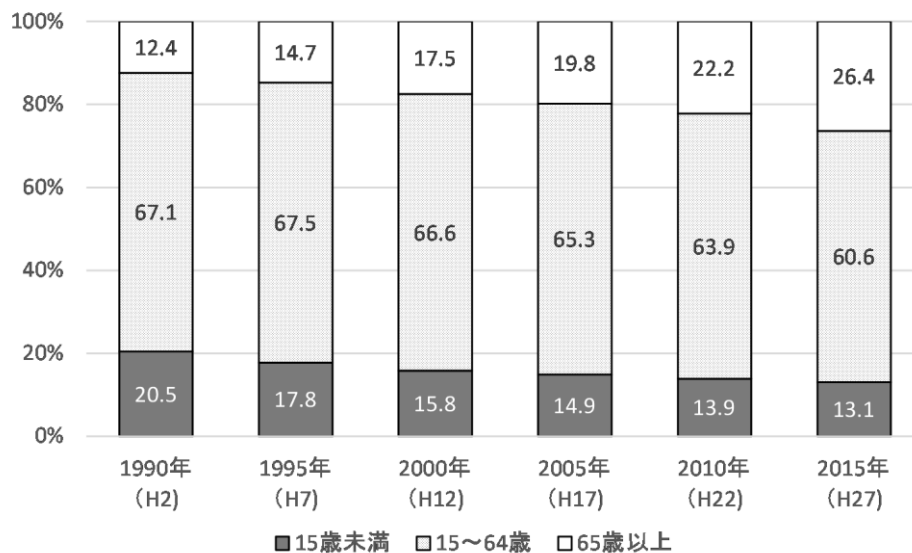
本町の人口は減少傾向にありますが、世帯数は逆に増加しており、単身世帯や少人数世帯が増えていることを示しています。



(出典:茨城県常住人口調査 各年10月1日現在)

(2) 人口構成の推移

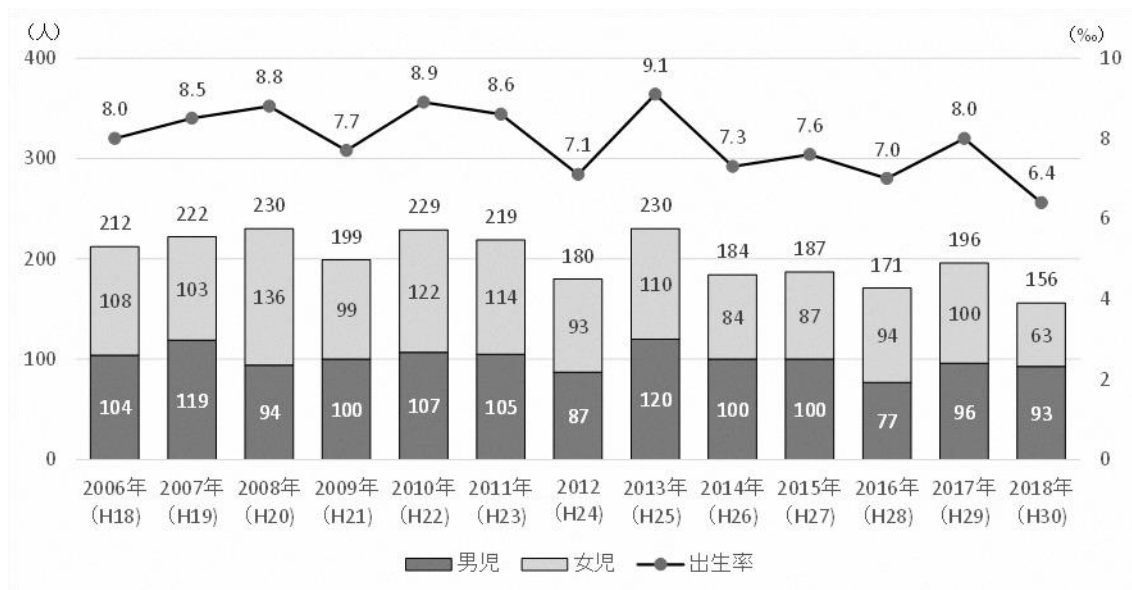
65歳以上の人口割合が増加し、人口の4人に1人以上が高齢者となっています。



(出典:総務省「国勢調査」)

(3) 出生数の推移

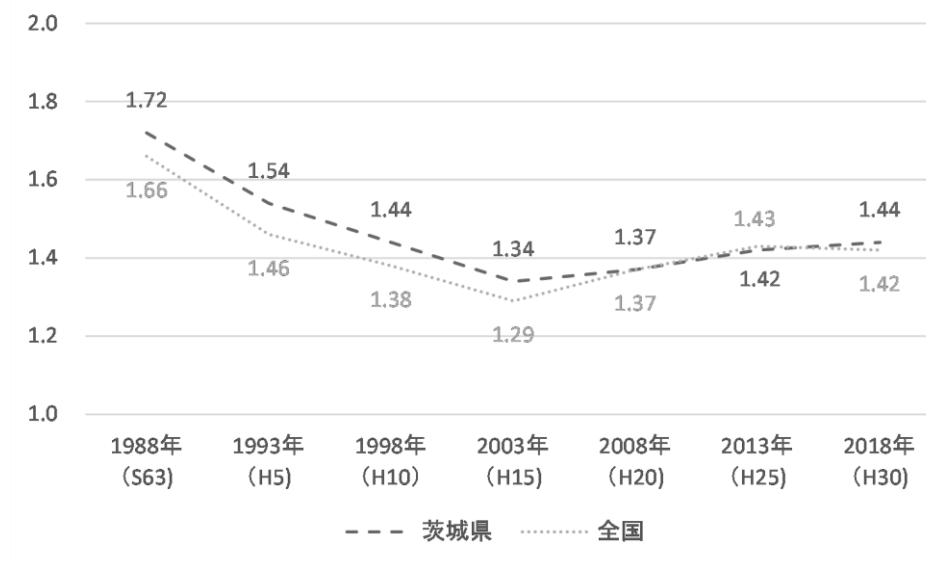
出生数は増減を繰り返していますが、近年は200人未満で推移しています。



(出典:茨城県「常住人口調査」)

(4) 合計特殊出生率の推移

2003年以降は緩やかな増加傾向にあります。県と国の差は縮まってきています。

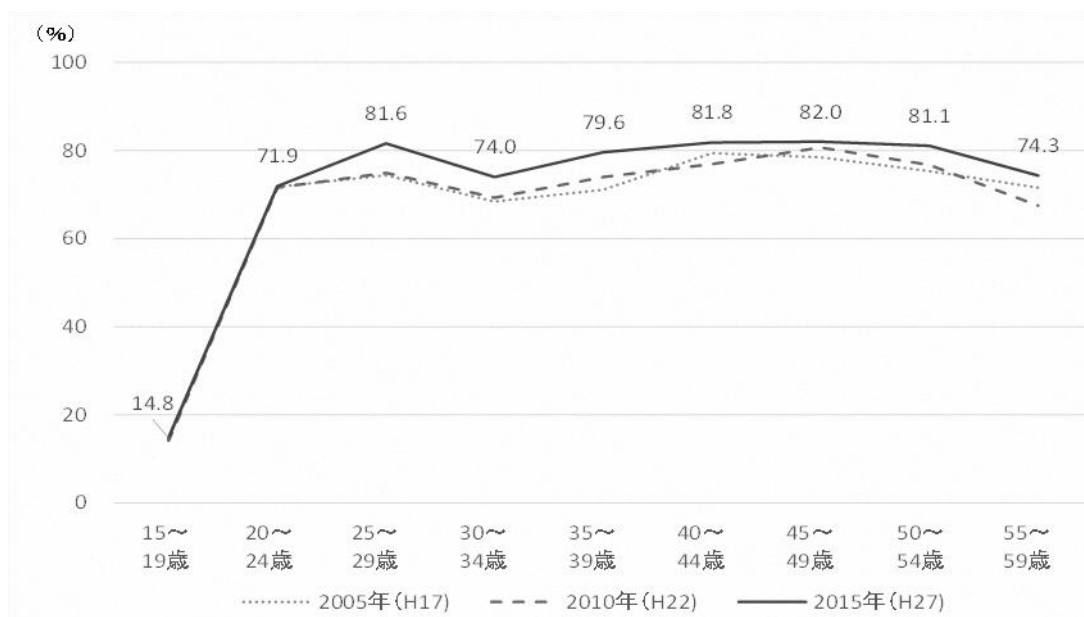


(出典:厚生労働省「人口動態統計特殊報告」)

2 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に離職し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、近年では、その曲線が緩やかになってきており、25～29歳の労働力率が8割を超えています。

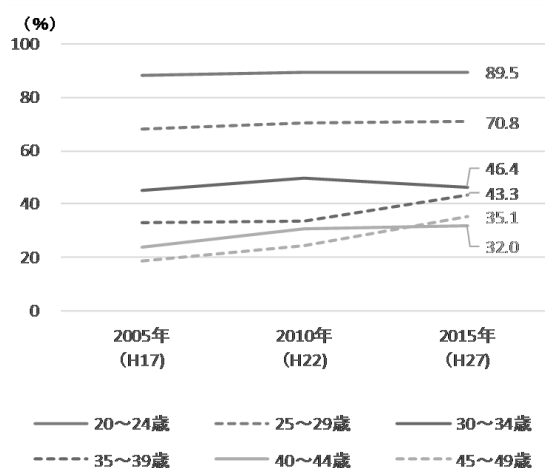


(出典:総務省「国勢調査」)

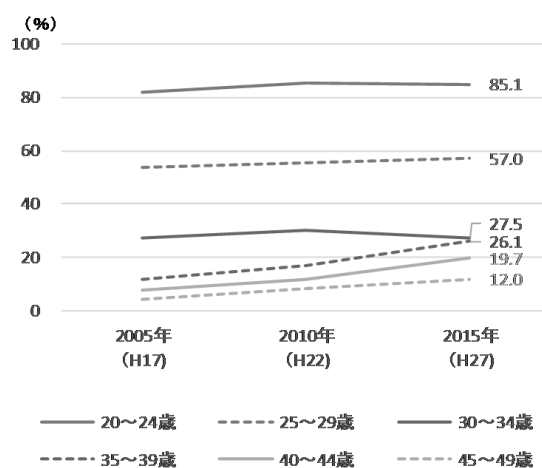
(2) 未婚率の推移

男性は35～39歳と45～49歳，女性は35～39歳と40～44歳の未婚率が増加しています。

【男性】



【女性】

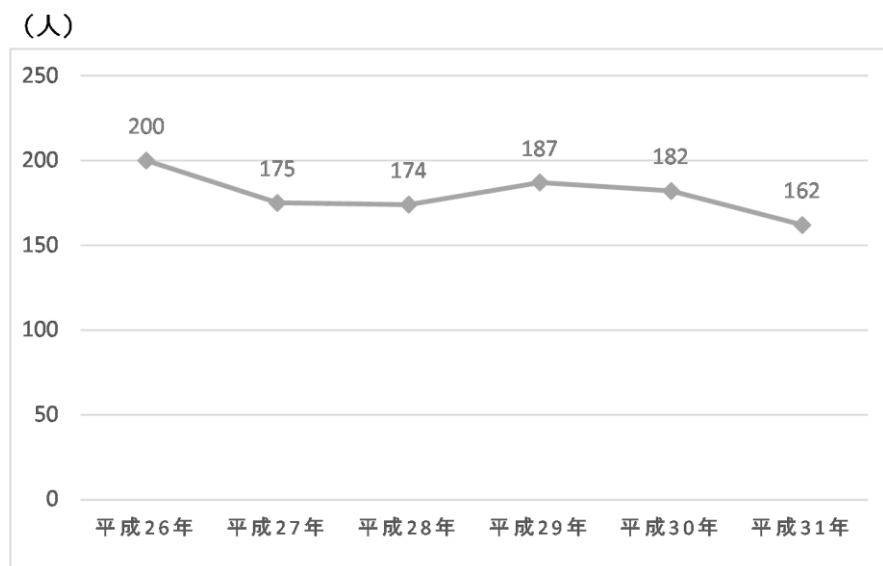


(出典:総務省「国勢調査」)

3 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状

(1) 幼稚園の状況

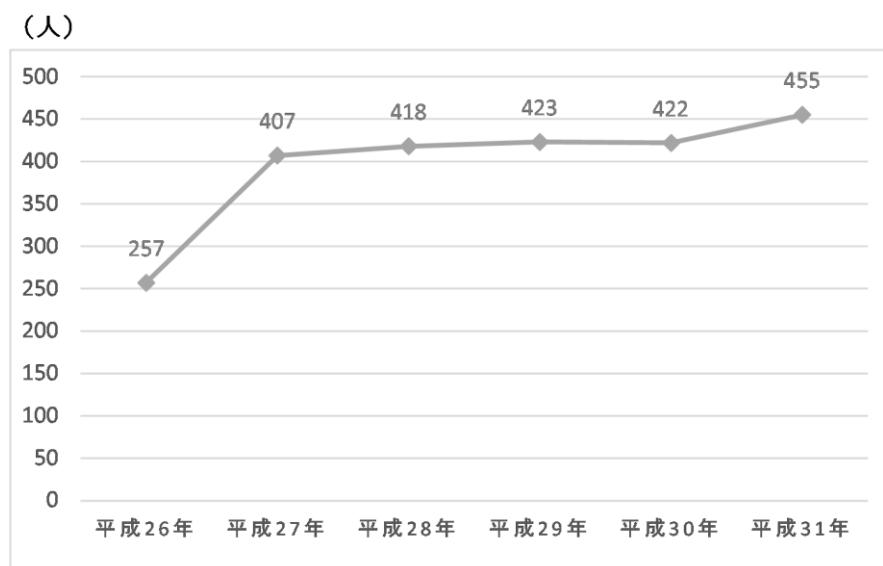
変動を繰り返しながら減少傾向に推移しており、平成31年の入園児童数は162人で、平成26年と比較すると38人減少しています。



(資料: 子ども未来課)

(2) 保育所の状況

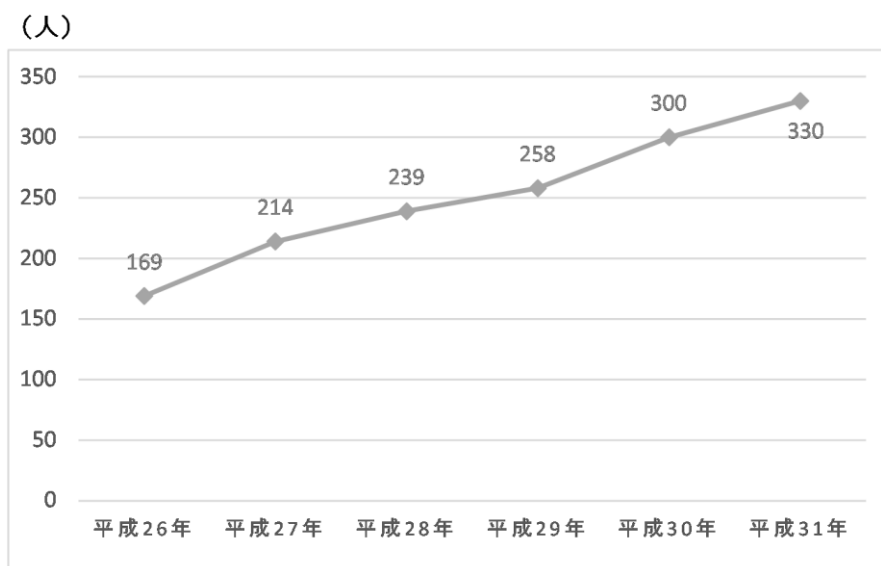
平成27年に保育所利用者は急増し、以降はおおむね400人超で推移しています。



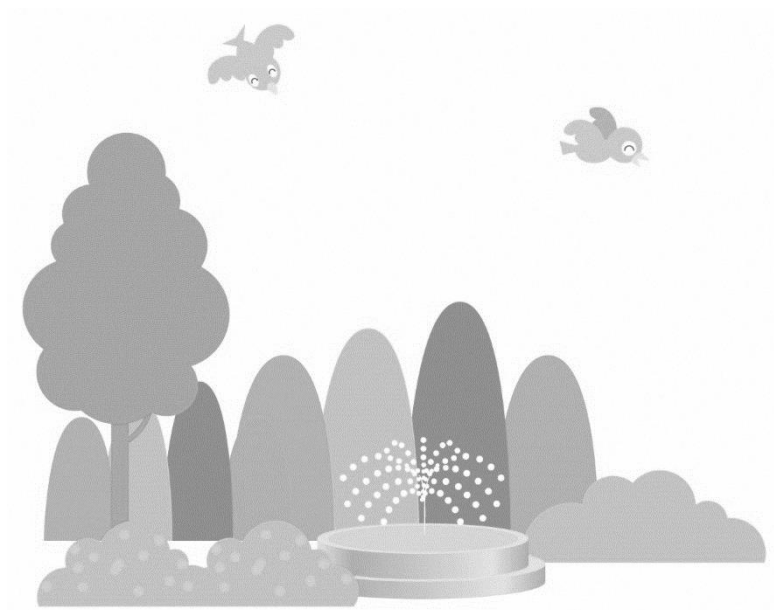
(資料: 子ども未来課)

(3)放課後児童クラブの状況

平成31年の放課後児童クラブの入室児童数は330人となっており、増加傾向となっています。平成26年と比較するとその数は倍増しています。



(資料:子ども未来課)



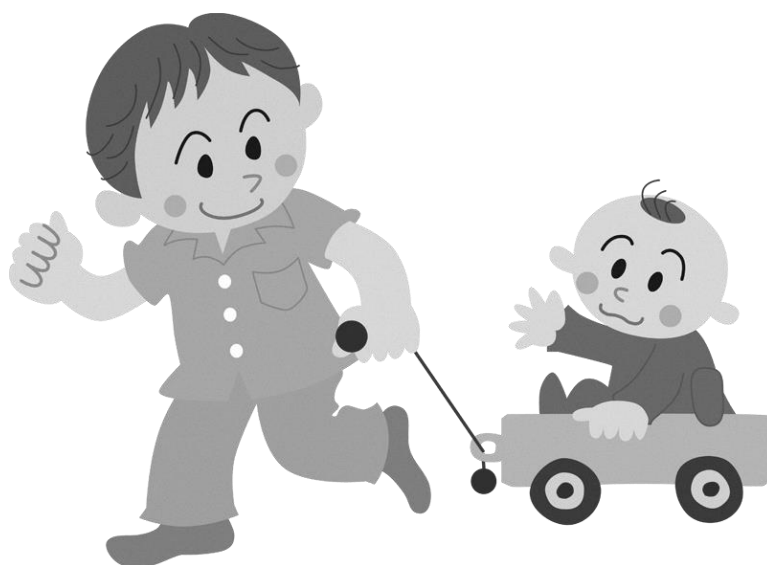
4 子ども・子育てに関するニーズ調査（抜粋）

（1）子ども・子育てに関するニーズ調査

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、令和2年から令和6年までを計画期間とする次期「境町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、事業計画における事業量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、子どもや子育て家庭の現状と今後の要望等について調査を実施しました。

<調査概要>

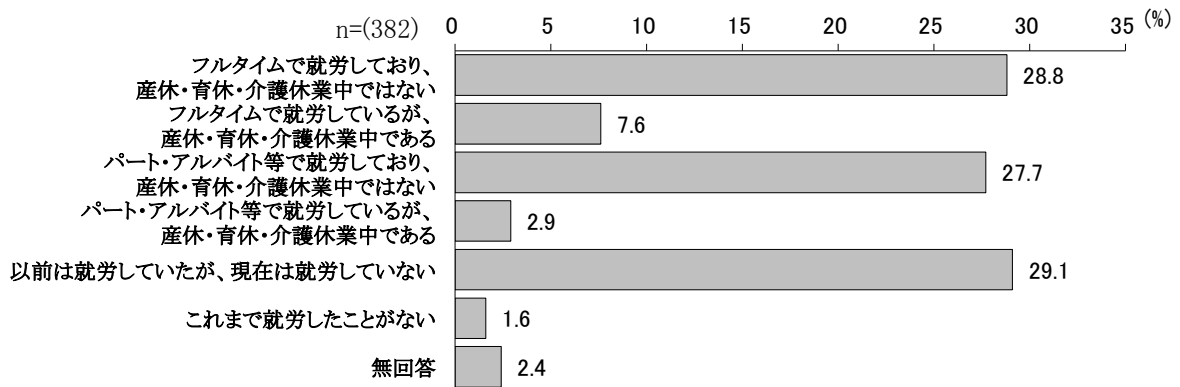
調査対象	未就学	町内に居住する就学前児童(0歳から5歳)の保護者 1,000人
	小学生	町内に居住する小学生(1年生から4年生)の保護者 1,000人
調査方法	共通	郵送配布, 郵送回収
調査期間	共通	平成31年1月25日(金)～2月15日(金) ※期間終了後に到着した調査票も回収数に含む
回収結果	全体	有効回収数 949 件(有効回収率 47.5%)
	未就学	有効回収数 382 件(有効回収率 38.2%)
	小学生	有効回収数 567 件(有効回収率 56.7%)



1. 保護者の就労状況

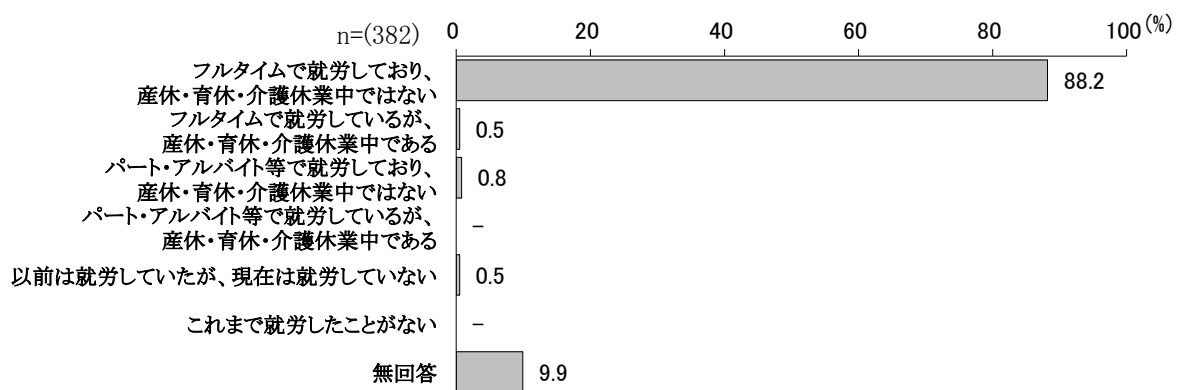
【母親】

母親の就労状況は、56.5%が現在就労中となっている。内訳は「フルタイムで働いている」の28.8%と「パート・アルバイト等で働いている」の27.7%がほぼ同率となっています。



【父親】

父親の就労状況は、「フルタイムで働いている」が88.2%となっています。

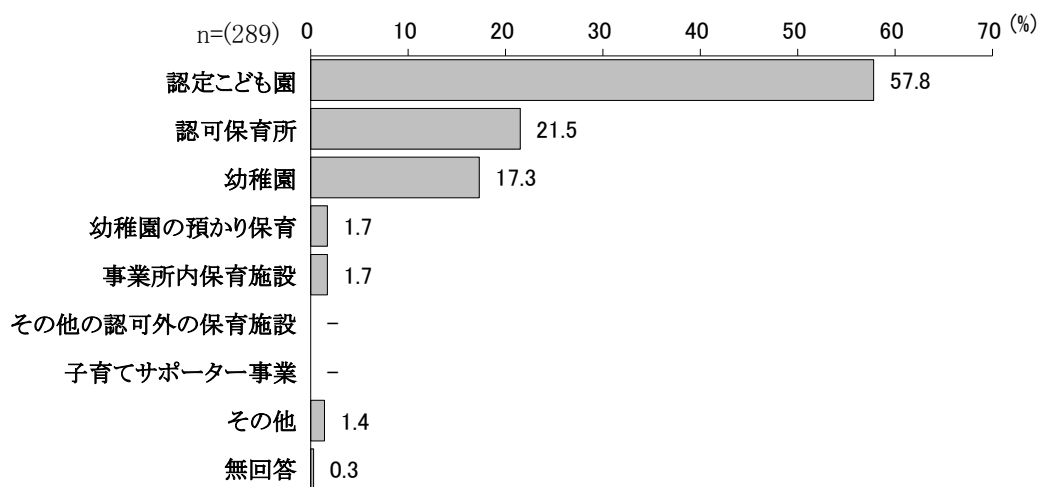


2. 定期的に利用している事業と今後利用したい事業

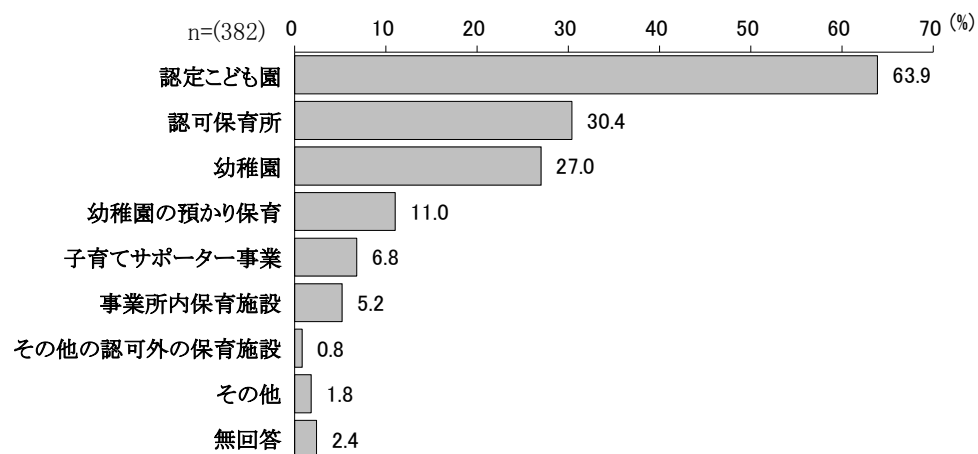
定期的に利用している保育・教育事業を複数回答で聞くと、「認定こども園」が57.8%、「認可保育所」が21.5%、「幼稚園」が17.3%と続いています。

一方、利用意向も「認定こども園」が63.9%と半数を超え、以下「認可保育所」が30.4%、「幼稚園」が27.0%、「幼稚園の預かり保育」が11.0%と続いています。

【利用状況】



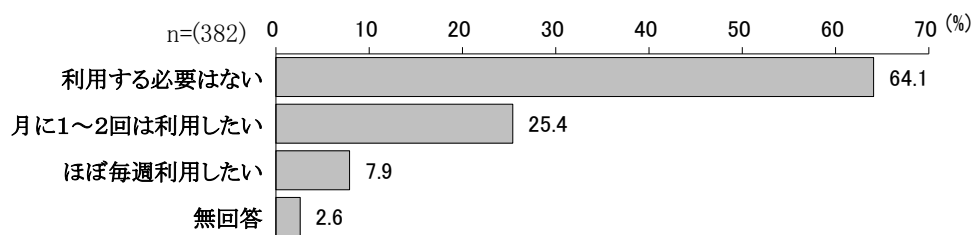
【利用意向】



3. 休日・休暇等の利用意向

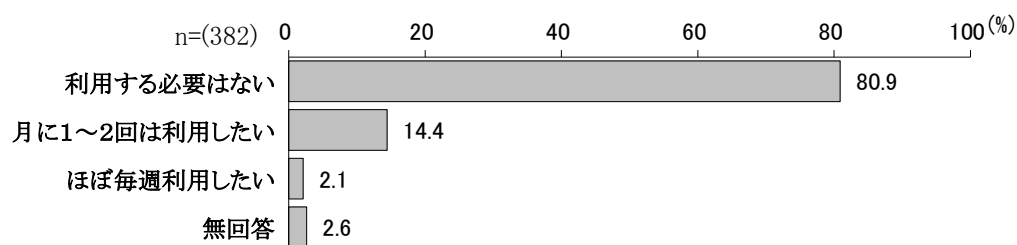
【土曜日の教育・保育事業の利用意向】

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が64.1%に対し、「月に1～2回は利用したい」が25.4%、「ほぼ毎週利用したい」が7.9%で、利用の希望は合計33.3%となっています。



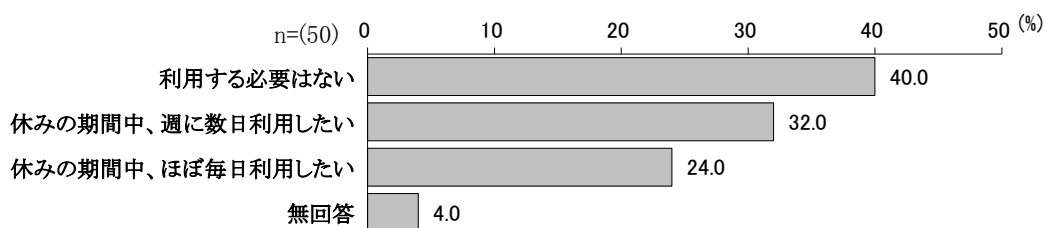
【日曜・祝日の教育・保育事業の利用意向】

日曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が80.9%に対し、「月に1～2回は利用したい」が14.4%、「ほぼ毎週利用したい」が2.1%で、利用の希望は合計16.5%となっています。



【長期休暇中の幼稚園の利用意向】

幼稚園利用者における夏休み・冬休みなどの長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が40.0%に対し、「休みの期間中、週に数日利用したい」が32.0%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が24.0%で、利用の希望は合計56.0%となっており、利用意向で高い傾向が見られます。

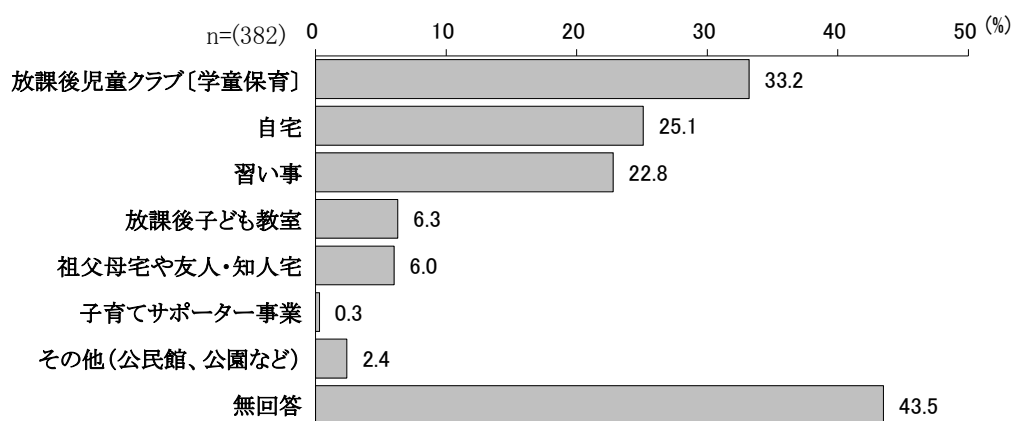


4. 小学校就学後の放課後の過ごし方

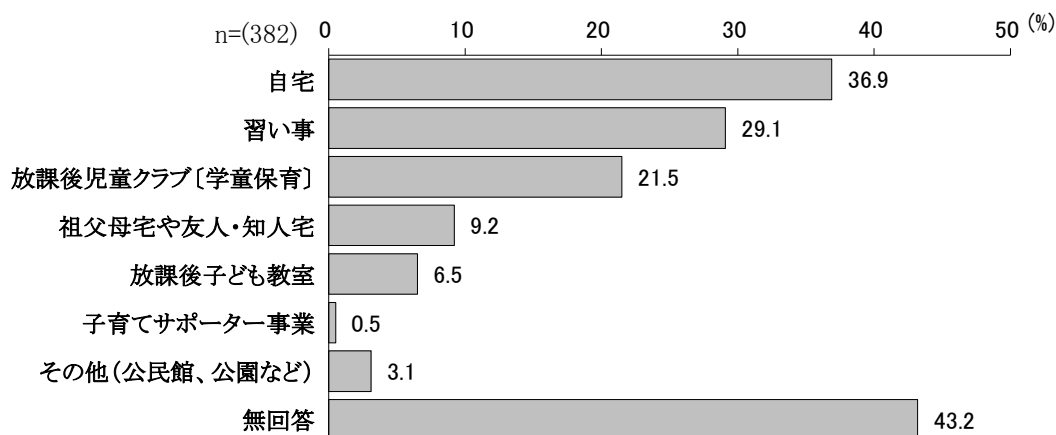
小学校就学後の放課後は、低学年（1～3年生）は、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が33.2%で最も多く、「自宅」が25.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が22.8%と続いています。

一方高学年（4～6年生）では、「自宅」が36.9%で最も多く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が29.1%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が21.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が9.2%となっています。

【小学校低学年（1～3年生）】



【小学校高学年（4～6年生）】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次世代への“^{いのち}かけがえのない一つの生命”を応援する！

境町子ども・子育て支援事業計画では、「次世代への“かけがえのない一つの生命（いのち）”を応援する！」を基本理念として掲げ、次世代を担う子どもたちの成長を願う取り組みに努めてきました。

本計画においても基本理念を継承し、子どもたちが本町の豊かな自然のなかで健やかにのびのびと育ち、親が楽しく子育てをしながら自らも成長できる、温かいまなざしと支え合いのこころにあふれたよりよい子育て環境を目指します。

2 基本方針

本計画では、境町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、次の3つの基本方針を掲げ、各施策を推進していきます。

基本方針1 <子どもの育ち・成長の輪> すべての子どもが愛されて育つ

境町は、子どもの人権を尊重し、豊かな自然の中での体験活動や、高齢者等との交流をとおして正しい生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性が養われる『子どもの育ち』を応援します。

人びとの交流をとおして連帯の輪を広げ、子育て家庭を地域で支え、すべての家庭がゆとりと安心をもって子育てができるように、温かい地域づくりの形成を目指します。

基本方針2 <親の育ち・愛情の輪> すべての親が応援されて育つ

境町は、子育てと仕事の両立を実現するための多様なサービスの充実を図るとともに、親同士、親子同士の交流の機会を創りだし、子育てへの負担や不安を解消する精神的な支援を行い、すべての子育て家庭が子どもに愛情を持って接し、ゆとりのある楽しい生活がおくれるよう、『親の育ち』を応援します。

基本方針3 <地域の育ち・交流の輪> 地域全体で親子の成長を応援する

境町は、人びとの交流をとおして連帯の輪を広げ、子育て家庭を地域で支えるとともに、教育・保育施設や道路・居住環境の整備など、ハード面での支援を進め、地域の中で子育てが大事にされ、子どもが健やかに成長できるよう『地域の育ち』を応援します。

3 施策の体系

基本理念を踏まえるとともに、境町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、設定した基本方針ごとの取組分野と分野ごとの施策を体系図で示しました。また、第5章以降にこれらの施策に基づく展開を掲載します。

基本理念

次世代への“^{いのち}かけがえのない一つの生命”を応援する！

基本方針

- 1 すべての子どもが愛されて育つ
- 2 すべての親が応援されて育つ
- 3 地域全体で親子の成長を応援する



取組分野

分野1
地域ぐるみの子育て支援

分野2
支える力を大きくするために

分野3
豊かな人間性をはぐくむ教育環境の整備

分野4
良質な生活環境の整備と子どもの安全

分野5
職業生活と家庭生活の両立支援

分野6
特にきめ細やかな配慮が必要な取り組み

取組分野ごとの施策

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 教育・保育サービスの充実
- (3) 子育て家庭への相談・情報提供
- (4) 子どもの健全な育成支援

- (1) 結婚・妊娠・出産から育児までの切れ目ない支援
- (2) 子どもや母親の健康の確保
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期保健対策の充実
- (5) 小児医療等の充実

- (1) 学校等の教育環境の整備
- (2) 地域活動、スポーツ環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

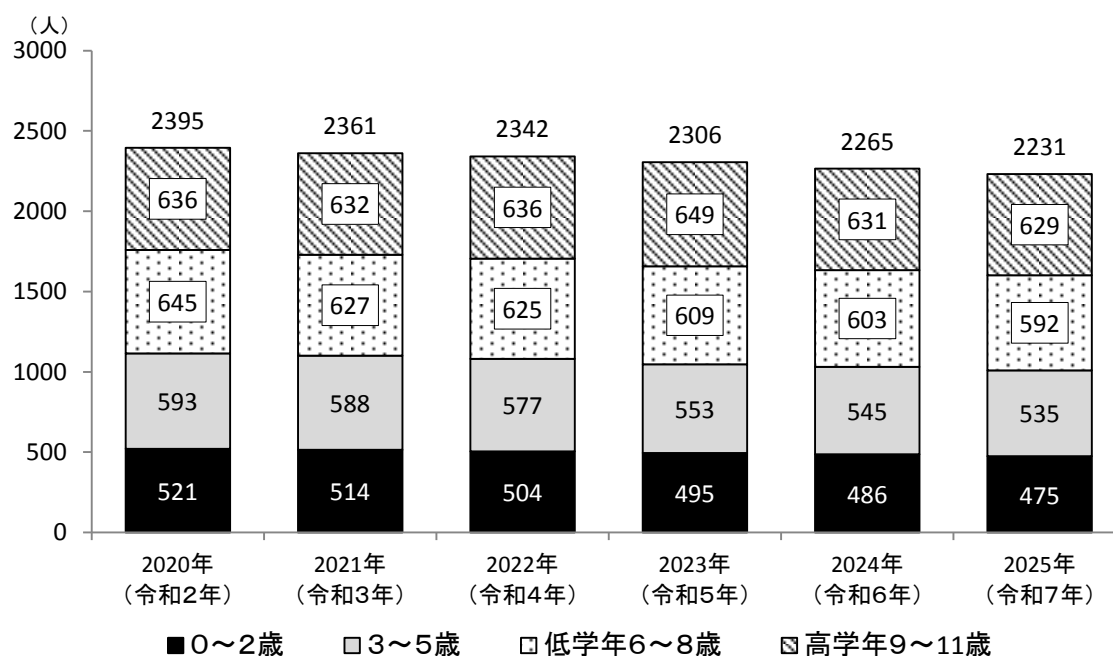
- (1) 良質な住宅、良質な居住環境の確保
- (2) 道路交通環境の整備、交通安全の確保
- (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

- (1) 多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 子どもの権利・人権の尊重
- (2) 児童虐待防止、被害にあった子どもの保護
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4) 障害児施策の充実

4 将来の子ども人口

計画期間における子ども人口は、以下のとおり推計しました。



(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0~2歳	521	514	504	495	486	475
3~5歳	593	588	577	553	545	535
6~8歳	645	627	625	609	603	592
9~11歳	636	632	636	649	631	629
合計	2395	2361	2342	2306	2265	2231

第4章 子ども・子育て支援法に係る 量の見込みと提供体制，確保の方策

1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業等の提供区域は，以下の事項を考慮し，町全体で1区域として設定しました。

- ・ 教育・保育施設は，保護者の通勤などが考慮され，広域的に利用されている。
- ・ 計画的に対応するための需要推計を設定する。
- ・ 利用者が特徴のある教育・保育を選択する。

1区域 (町全域)	認定こども園	保育所
	5園	2園

2 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため，保育所等を整備します。また，認可保育所，認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り，質の高い教育・保育を提供します。

①認定こども園（1号認定：3歳～5歳児）

認定こども園の利用を希望し，保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して，認定こども園の施設の必要量を確保し，教育・保育の提供体制を整備します。

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	認定子ども園	203	200	195	190	187
② 確保方策	特定教育・ 保育施設	210	210	210	210	210
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
②－①		7	10	15	20	23

②保育所（園）など（2号認定：3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2号認定	305	334	363	363	363
②確保方針	保育所(園)・ 認定こども園	319	350	361	381	401
	地域型保育	0	0	0	0	0
②－①		14	16	△2	18	38

③保育所（園）など（3号認定：0歳～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3号認定	189	199	210	221	233
②確保方針	保育所(園)・ 認定こども園	249	279	282	271	279
	地域型保育事業・ 企業主導型保育施設	9	9	9	9	9
②－①		69	89	81	59	55

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (か所)	0	0	0	0	0
確保方策 (か所)	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(人回)	3,676	3,676	3,676	3,676	3,676
確保方策	(人回)	3,676	3,676	3,676	3,676	3,676
	(か所)	3	3	3	3	3

③妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(回)	2,324	2,282	2,254	2,198	2,156
確保方策	2,324	2,282	2,254	2,198	2,156
	実施方針：県内医療機関及び県外契約医療機関にて実施します。				

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	166	163	161	157	154
確保方策	166	163	161	157	154
実施方針：訪問員8名にて実施します。					

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7
実施方針：家庭児童相談員、町保健師により実施します。					

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（回）	1	1	1	1	1
確保方策（回）	1	1	1	1	1
実施方針：実施に向けた取り組みを検討します。					

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	3	3	3	3	3
確保方策（人日、か所）	3, 1	3, 1	3, 1	3, 1	3, 1

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	40	40	40	40	40
確保方策（人日）	40	40	40	40	40



⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）		0	0	0	0	0
確保方策（人日）	在園児対象型	0	0	0	0	0

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）		1,848	2,053	2,258	2,464	2,669
確保方策（人日）	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	1,848	2,053	2,258	2,464	2,669
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	153	167	182	197	212
確保方策（人）	153	167	182	197	212

第2期境町子ども子育て支援事業計画

⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）

病児について、病院・保育所等に敷設された専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（人日）		0	0	0	0	0
確保方策 （人日）	病児保育事業	0	41	41	41	41
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業等

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	379	385	391	397	403
確保方策（人）	372	410	410	410	410

⑫実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑬多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

3

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育所の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が、認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域の子どもの幼稚園、保育所に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修等に対する支援

認定こども園、幼稚園及び保育所は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本町では、研修の開催に必要な助言等の支援を行っていきます。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

①町立の教育・保育施設の役割

町立の教育・保育施設は、私立保育所職員に対する研修機能、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

②私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

（４）教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談対応についても、教育・保育施設との連携による支援が必要となってきます。

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、これら保育に必要な支援に努めるものとします。

（５）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策

①認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や、その後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。

認定こども園、幼稚園及び保育所は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や、相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めるものとします。

②放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

認定子ども園が運営する放課後児童クラブもあることから、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めるものとします。



第5章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

分野1 地域ぐるみで子育て支援

子どもは同世代や異世代との交流をとおして身近な仲間関係の形成や、社会性の発達と規範意識を形成します。子どもたちが地域社会の中で共通の目標のために、お互いに協力して活動できる事業や遊び場の提供に努めます。また、地域社会に対する関心を高め、その特性や文化などに触れ、愛着を持ってもらえるような事業の促進を図ります。

施策（1） 地域における子育て支援サービスの充実

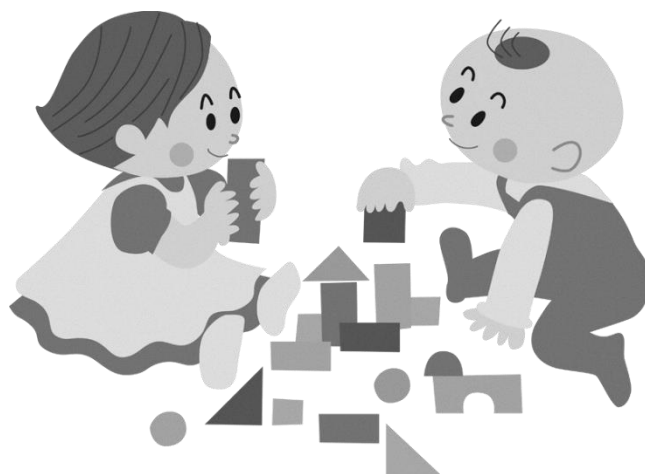
No.	事業名	実施内容	推進主体
①	育児広場	子育て中の親子の交流を支援するため、保健センターの1室を開放し、交流の機会を設ける。	健康推進室
②	子育てネットワーク （みーんなあつまれ こども広場 SKIP）	子育て親子の交流のみならず、育児支援体制の必要性を地域全体に広げ、育児サークルの育成とともに、リーダーの育成を図っていく。	子ども未来課
③	子育てサポーター派遣事業の拡充	子育て家庭を支援する子育てサポーターの育成と利用しやすいシステムの構築を図る。また、ファミリーサポートセンター設立に向けて拡充を目指す。	子ども未来課
④	地域子育て支援拠点事業の拡充	地域の子育て支援活動の拠点となる“場所”を開放し、広範囲の機関とともに子育てを支援する。	子ども未来課
⑤	親子ふれあい拠点の整備・拡充	子育て家庭や子どもたちが気軽に集える地域の居場所として、親子でふれあえる多目的な拠点を整備・拡充します。	子ども未来課 関係各課
⑥	さかい子育て支援センター運営事業	子どもの健やかな育ちを支援し、あわせてスタートアップの創出や成長を促進する。運営に当たっては、指定管理者制度を活用して、民間事業者の視点からキッズスペースやコワーキングスペースの有効活用を図る。	子ども未来課
⑦	学校施設等の有効活用	学校等の公共施設等を、子どもの交流の場や行事等のほか、PTAの会合などでも有効に活用する。	学校教育課
⑧	世代間交流の充実	運動会や季節の行事の際に、祖父母や老人ホームのお年寄りを招待し、交流を通して思いやりやいたわりの心を育む。また、いつでも子どもたちと交流できる場を確保する。	学校教育課

施策（２） 教育・保育サービスの充実

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	一時預かり事業	保護者の傷病、冠婚葬祭、私的事由等により緊急的・一時的に保育が困難になった際に行う一時預かり事業の充実を図る。	子ども未来課
②	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に合わせ、開所時間 11 時間の前後に延長保育を推進する。	子ども未来課
③	休日保育事業	保護者の多様な就労形態に合わせ、休日保育を推進する。	子ども未来課
④	病児保育施設整備事業	保護者のニーズを把握し、病児・病後児保育実施のための調査研究を推進する。令和 3 年度の開設を目標に施設整備を実施する。	子ども未来課
⑤	民間保育所の整備	子どもの教育及び保育に対する需要が高まる中、子育て家庭のニーズに応じた総合的な支援を目的に認定こども園（幼保連携型）の整備を推進する。	子ども未来課
⑥	放課後児童クラブの拡充	保護者が昼間、就労等により不在になっているのが常態である児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供する。また、支援員の体制強化を図るなど、事業内容を充実させ、児童の健全育成に努める。	子ども未来課
⑦	認定子ども園の運営支援	教育・保育の需要に応じた定員の確保、地域子ども・子育て支援事業等の充実に向けて民間認定こども園の運営を支援する。	子ども未来課
⑧	放課後子ども総合プランの推進（放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営）	国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施について検討する。教育委員会と子ども未来課が連携し、一体的な運営を実施できる体制づくりを行い、放課後子ども総合プランについて推進を図る。 令和 6 年度の目標事業量を 1 か所とする。	生涯学習課 子ども未来課

施策（３） 子育て家庭への相談・情報提供

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	子育て情報の提供	毎月の広報紙を有効活用するとともに、ホームページを充実させる。また、サービス利用の際に、リーフレット等を用いて情報提供する。	関係各課
②	育児相談	育児広場や乳幼児健診時、電話や面接、家庭訪問等により、気軽に相談ができるような体制を作る。	健康推進室
③	乳幼児の事故防止	誤飲などの事故を防止するため、ポスターの掲示や乳幼児健診時にパンフレットを配布するなど、乳幼児を持つ家庭等に対し、啓発活動をおこなう。	健康推進室
④	保育・児童相談	子育て支援や各種保育サービスに対する相談や子育ての不安などの軽減などに対応する。	子ども未来課
⑤	「子育て応援ブック」の作成	子育てに関する情報を一元化し、こんにちは赤ちゃん訪問時に冊子を配布する。	子ども未来課
⑥	子育て相談の拡充	インターネットにより自由に相談でき、また意見交換ができるネットワークを整備する。また、相談等に対応する教育・保育施設、小学校等との連携、専門職員の確保により資質の向上に努める。	子ども未来課 関係各課



施策（４） 子どもの健全な育成支援

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	子ども会育成連合会活動の充実	研修会や講習会に参加を呼びかけ活動への理解と加入を促進する。また、他市町村の情報等を生かし、子ども会の充実を図る。	生涯学習課
②	子ども会安全会の普及	安全会の加入については、幼児及び中学生、指導者の加入が低いため、加入を呼びかけるとともに、活動時の事故防止対策に努める。	生涯学習課
③	子ども会育成連合会リーダー育成	参加体験型のプログラムなどを取り入れ、幼児から大人までが楽しく研修できる内容を検討する。	生涯学習課
④	境町高校生会「CLOVER」の育成	高校生の自主的な活動により会員相互の親睦を図るとともに、さかい元気っ子クラブや町主催の生涯学習関連事業への協力、さらには県立さしま少年自然の家事業への協力など、自主的なボランティア活動を実践する。	生涯学習課
⑤	生徒指導連絡協議会「地域組織の連携」	各小中学校の先生、青少年健全育成さかい町民の会、青少年相談員、主任児童委員、適応指導教室、スクールカウンセラー等が、学期ごとに情報交換し児童生徒の健全育成に総合的に努める。	学校教育課



分野2 支える力を大きくするために

深刻な少子化問題に直面している状況を受け、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の周知など、結婚・妊娠・出産を望む方が希望をかなえられるようなきめ細かな「切れ目ない支援」の充実を図ります。

母子の健康管理が適正に行えるよう、保健・医療体制の確保に努め、今後も小児医療体制の拡充や母子健康管理の確保を推進し、母子ともに健康で充実した生活が送れるよう支援の充実を図ります。

子どもの健康教育として、正しい生活習慣を身に付けるために、実習や体験を通して基本となる「食」への関心を高め、子どもが健やかに育つ環境を整備します。

また、身体面と精神面の発達と変化が著しい思春期における性的教育や健康教育を充実させ、心身ともに健やかな成長を支援します。

施策（1） 結婚・妊娠・出産から育児までの切れ目ない支援

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	県マリッジサポーターの活用・支援	いばらき出会いサポートセンター及び県、ならびにNPO法人ベル・サポートなどの関係機関が連携し、マリッジサポーターの募集と若者の出会いの相談や仲介などの活動を支援する。	子ども未来課 関係機関
②	県不妊専門相談センターの活用	不妊で悩む方への情報提供のため、不妊に関する情報をホームページに掲載したり、ポスターやパンフレットの掲示を行う。	健康推進室
③	特定不妊治療費助成事業	少子化対策の推進と出産を希望する世帯の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費の一部を助成する。	健康推進室
④	母子健康手帳の交付・妊婦相談・アンケートの実施	母子健康手帳の交付時に、妊婦の健康状態の確認や指導とともに、健診や事業の情報提供、相談等を行う。また入籍前の相談にも対応する等出産後の養育支援につなげる。	健康推進室
⑤	母親教室	妊娠期の方を対象に母親教室を開催し、1コース2回行う等、充実したメニュー作りを進め、併せて、出産後の子育ての仲間づくりができる環境を作ることによって出産育児の不安解消を図る。	健康推進室
⑥	元気なからだ応援プロジェクト	母子ともに元気なからだを作ることを目的に、女性に不足しがちなビタミン・ミネラルを補うサプリメントを婚姻届提出時に配付する。（平成31年4月より実施）	健康推進室

第2期境町子ども子育て支援事業計画

No.	事業名	実施内容	推進主体
⑦	新生児記念品給付事業	出産記念として、新生児の出生届時に記念品の贈呈を行ない、健やかな成長、育児の喜びの関心を高める。	子ども未来課
⑧	子育て出産奨励金支給事業	第3子以上の児童の出産を奨励し、金銭的援助を行うことにより、少子化進行への対策、多子家庭の経済的負担の軽減を図る。	子ども未来課
⑨	赤ちゃん紙おむつ等購入費助成事業	乳児を養育する保護者等に対し、紙おむつ等の育児に要する用品の購入費用の一部を助成する。	子ども未来課
⑩	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師・看護師等の専門的な知識を有する訪問相談員を派遣することにより、子育て支援情報の提供、親子の心身の状況や養育状況の把握に努め、子育て家庭への相談支援体制の充実を図る。	健康推進室
⑪	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問等により、支援が必要なケースにおいては、更なる訪問を実施し専門的な養育支援を推進し、支援体制の充実を図る。	健康推進室
⑫	フォロー児相談、乳幼児家庭訪問指導	乳幼児健診等で経過観察が必要と判断された児を対象に、面接による発育発達チェックや家庭訪問等を実施し、フォロー体制を整える。	健康推進室
⑬	子育て支援サポート事業	妊産婦に対する産前産後の育児支援として、妊娠期から産後の授乳期まで使用できる授乳服及び授乳用ブラの提供を図るとともに、育児不安等を解消するため講座等を開催する。	子ども未来課

施策（2） 子どもや母親の健康の確保

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	妊婦委託健康診査	安全な妊娠、出産のため、妊娠期の14回の助成を行い、経済的な負担軽減に努める。併せて、医療機関と連携し、健診の未受診を防ぐ。	健康推進室

No.	事業名	実施内容	推進主体
②	妊産婦家庭訪問指導	妊婦健康診査や健康相談等で出産に向けて不安のみられる家庭に対して訪問指導を行う等、ハイリスク妊産婦への支援をより充実させる。	健康推進室
③	産婦健康診査費助成事業	産婦の産後うつ等の早期発見、早期介入を目的として、産後2週間と産後1か月に実施する産婦健康診査に係る費用を助成する。(平成31年4月より実施)	健康推進室
④	産後ケア事業	出産後おおむね4か月までの支援を必要とする母親に対し、委託医療機関においてケアを提供する。(平成31年4月より実施)	健康推進室
⑤	産前・産後サポート事業	出産後おおむね4～6か月までの支援を必要とする母親に対し、町内にある施設において、助産師等が支援を提供する。(平成31年4月より実施)	健康推進室
⑥	新生児聴覚検査費助成事業	新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期対応を図ることを目的に新生児聴覚検査に係る費用を助成する。(平成30年度より実施)	健康推進室
⑦	乳児委託健康診査	3-6か月、9-11か月の乳児健診について保健師による受診勧奨を行う。健診結果により、健診後の指導充実を図る。	健康推進室
⑧	乳幼児集団健康診査	集団健診を小児医等の協力のもと実施し、乳幼児の発育の確認、育児相談指導等を行う。	健康推進室
⑨	歯科健診	1歳6か月児・3歳児健診時に、歯科健診も行うことで、口腔内の健康状態を把握し、虫歯の早期発見、予防を図る。また、平成30年より2歳児歯科健診も開始。歯科医による診察のほか、歯科衛生士によるブラッシングの指導を行う。	健康推進室
⑩	予防接種	予防接種対象者へ接種開始1ヵ月前に予診票とワクチン説明書を個別に通知する等、接種勧奨を行い、接種漏れを防ぐ。	健康推進室
⑪	主食・副食費の補助	保育施設に入所している児童に係る保育料を、所得制限なく全額補助する。	子ども未来課

No.	事業名	実施内容	推進主体
⑫	第2子以降無償化	保育施設に入所している第2子以降の児童に係る保育料を、所得制限なく全額補助する。	子ども未来課
⑬	民間保育所の整備	共働き世帯の増加及び子育て世帯向けマンションタイプの住宅が増え、現状のままでは0～2歳児の待機児童の増加が見込まれることから、新規整備に係る町補助金（原資の一部は、国県の補助金・交付金）制度を整備して、保育事業者の誘致を図る。	子ども未来課

施策（3） 食育の推進

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	手づくりおやつ教室	保育園・幼稚園児の年中から就学前の子どもと保護者を対象に、体にやさしい手作りおやつを親子で一緒に作る場を設け、子どもの食生活を教える機会とする。	健康推進室
②	親子料理教室	小学生の親子を対象に、親子で一緒に料理を作る機会を設け、正しい食生活への理解や食への感謝の気持ちなど、食の大切さを伝える。	食生活改善推進協議会
③	保育園食育教室	食生活改善推進員が保育園で出前講座を行い、園児に対して紙芝居やクイズ等で食の大切さや栄養バランスのよい食事について伝える。	食生活改善推進協議会
④	中学生の食育教室	中学生を対象に、地産地消や地域の食文化を伝えるための調理実習を行う。	食生活改善推進協議会
⑤	小児生活習慣病予防	肥満予防や「食」の大切さ、栄養等に関する知識を伝え、学校保健と連携し健診指導を図る。	学校教育課
⑥	栄養相談	乳幼児健診時に限らず、随時、食事等栄養に関しての相談を受ける。また、3か月健診時に離乳食の見本を展示し、作り方・与え方の指導を行う。	健康推進室

No.	事業名	実施内容	推進主体
⑦	地産地消の推進	地元でとれる野菜を広く知ってもらえるよう地元農産品を使った料理教室の開催や、町イベント等でのPRを通して、子育て家庭に新鮮で安全な地元農産物の提供等を推進する。	農業政策課
⑧	地元農産物の活用	地元産米・麦・野菜を使った献立の提供、給食の喫食時間を使って小学3年生全員を対象に「旬いで野菜当てクイズ」や野菜摂取の効果をテーマにした紙芝居をしている。	給食センター

施策（４） 思春期保健対策の充実

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	赤ちゃんふれあい体験	育児中の母親からの講話や、実際に乳児と接することで、命の大切さを学び、自己の成長を再認識する機会を確保する。	子ども未来課
②	思春期教育	思春期をむかえた小中学生を対象に思春期教育を行う。更に、包括的な思春期教育の充実を進める。	学校教育課 健康推進室
③	思春期の心のケア	心が不安定になっている児童生徒に対する相談や、家庭内に引きこもっている児童生徒及び保護者に対して適応指導教室の周知や相談活動を通して支援する。	学校教育課

施策（５） 小児医療等の充実

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	医療福祉制度（マル福） 境町医療費助成制度（マル境）	広報活動を充実させ制度の周知を図る。	保険年金課
②	休日夜間輪番制	西南広域での医療機関で実施している小児救急輪番制事業をするとともに、町ホームページや広報誌などで周知を図る。	健康推進室 関係各課

分野3 豊かな人間性を育む教育環境の整備

学校等における教育環境について、子どもの学習能力の向上、教育者の資質向上を図るとともに、家庭における子どもが生活していく上で基盤となる生活習慣やコミュニケーション能力の向上を図る支援を行います。

また、家庭や地域と連携して体験学習や相談体制の充実を図り、地域ぐるみで教育力の向上を目指します。

施策（１） 学校等の教育環境の整備

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	豊かな人間性を育む学校教育	総合的な学習の時間等を活用して、環境、情報、福祉、国際理解教育等、一人ひとりの能力や個性に応じた豊かな人間性を育む教育を推進する。	学校教育課
②	いじめ問題フォーラム・人権教育の推進	不登校・いじめなどの未然防止、早期解決にむけた取り組みの推進に対して、スクールカウンセラーを派遣し、学校における対応や教員の資質の向上に努める。また、いじめや差別等をなくす人権教育を推進する。	学校教育課
③	地域外部人材「ゲストティーチャー」活用	学校教育全般にわたり、外部人材バンクを育成し学校の授業等での活用を進める。	学校教育課
④	適応指導教室「フレンドスクール」	学校生活に適応しにくい児童生徒の心のケアを行い、教科指導とともに、小集団生活を経験する中で仲間意識や集団に対する抵抗感を軽減し、学校への復帰・日常生活への意欲を援助する。	学校教育課
⑤	子ども教育相談	電話、面接、訪問により、不登校、いじめ、就学等で悩む児童生徒及び家庭への相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を図る。	学校教育課
⑥	ＴＴ及び介助体制の整備	学習指導の改善及び充実を図るとともに、きめ細やかな指導及び効果的な授業を展開するため、適切な人的配置をする。	学校教育課
⑦	英語活動の授業拡充	ATL による小学校における国際理解教育を推進し、英語活動を通じて知識や技術を向上させる。	学校教育課

施策（２） 地域活動、スポーツ環境の整備

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	さかい元気っ子クラブ	未来を担う子どもたちを健やかに育むために、家庭や地域社会において、子どもたちが自分の行動を自ら考え、主体的に活動する遊びや自然体験や社会体験を実践していく。	生涯学習課
②	学校外活動支援ボランティア	高校生等に元気っ子クラブや生涯学習関連事業への参加を要請し、活躍の場を提供する。また、今後は高校生のみならず、幅広い年齢層に対しても参加を呼びかける。	生涯学習課
③	「家庭の日」啓発促進	家庭の日による親と子のふれあいを高め、関連行事の紹介や参加を呼びかけ家族の意義の周知啓発を進める。	子ども未来課 関係機関
④	さかいっ子未来塾	学校や地域と協力して、学校の余裕教室や公民館等を活用し、子どもたちの放課後における安全・安心な居場所づくりを提供する。	生涯学習課
⑤	親子短期講座（絵画・陶芸等）	幼少の頃から絵画や陶芸などの文化芸術に関わり、興味関心を高め、また、親子のふれあいの場ともなるように対象者の拡大を図る。	生涯学習課
⑥	親子スポーツ教室	一般市民を対象にしているスポーツ教室を段階的に拡大していき、各スポーツ団体と連携してスポーツに親しむ機会を地域ぐるみで推進する。	生涯学習課

施策（３） 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	家庭教育学級	家庭教育のあり方を学ぶために、小中学校の新1年生保護者を対象に学校ごとに開催している。今後も実施内容を工夫し家庭教育の重要性を深めた事業推進を図る。	生涯学習課
②	訪問型家庭教育支援事業（家庭教育ピンポン・サポート）	課題を抱えながらも、自ら保護者向けの学びの場や相談の場に出向くことが難しい保護者に、地域の人材を活用した家庭支援チームが支援を届け、保護者への支援を通して子どもの育ちを支えていく。	生涯学習課

分野4 良質な生活環境の整備と子どもの安全

子どものいる家庭が快適な生活を営むため、良質な住居と周辺環境の整備を進めます。また、子どもたちが安全に出かけることができる道路交通環境の整備を図るとともに、交通安全教育などの交通ルールやマナーの啓発を行います。

近年普及している携帯電話やインターネットでは、有害サイトなどによる子どもたちへの影響が問題となっています。こうした有害情報や犯罪から子どもたちを守るため、地域や家庭と連携した防犯活動の強化や防犯灯、防犯カメラ等の整備など、ハードとソフト両面でのまちづくりを推進します。

施策（1） 良質な住宅、良好な居住環境の確保

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	境町住宅管理事業 「子育て家庭への支援」	町営住宅、定住促進住宅、地域優良賃貸住宅の維持管理の充実と子育て世帯の入居支援の充実を図る。	企画経営課
②	子育て世帯等定住促進事業	中学生以下の子を養育する世帯又は婚姻後3年以内の新婚世帯のうち、対象期間中に住宅を新築又は購入し、条件に合う世帯に50万円を奨励金として交付する。	企画経営課
③	地域優良賃貸住宅整備事業（PFI）	PFI法を活用し、民間の手法による質の高いサービスを提供する地域優良賃貸住宅を整備し、子育て世帯等を中心とした中堅所得者向けの定住促進住宅を供給する。子育て世帯等で世帯所得月額が条件に合う方に対して入居家賃の減額を行う。	企画経営課
④	民間賃貸住宅家賃助成事業	対象期間以降に町外から境町に転入し、新たに町内の民間賃貸住宅の契約をし、入居している新婚世帯又は、子育て世帯の方を対象に月額15,000円を最大24カ月助成する。	企画経営課
⑤	自然環境の保全・活用	「境町環境基本条例」等に基づき、良好な自然や水辺環境を保全する。また、地域や学校等と連携し、環境教育やふれあい体験の場に活用する。	防災安全課 関係各課
⑥	公園整備・管理の充実	公園等に設置された遊具の定期点検を実施し、常に良好な状態を維持することで安全安心な遊び場を確保する。	都市計画課 関係各課
⑦	有害環境の除去	茨城県青少年の健全育成等に関する条例に基づき、青少年を有害環境から守るため、有害な屋外広告物の除去や、青少年に関係の深い店舗への立入調査等を行い、良好な社会環境づくりに努める。	生涯学習課 都市計画課

施策（２） 道路交通環境の整備，交通安全の確保

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	安全マップ作成	安全マップの作成を小学校で推進し，その指導や援助を行う中で，安全危機管理のできる応用力や，地域への愛着を芽生えさせる。	学校教育課
②	交通安全教育	年間計画を立て町内の各小中学校や保育園等において専門的な研修を受けた指導員が，交通安全教室を開催する。	防災安全課 関係機関
③	通学環境の整備	交通安全関係団体と連携のもと交通安全施設の定期的，また計画的な改善措置を講じていく。	防災安全課 関係機関
④	チャイルドシート購入補助	チャイルドシート着用の普及推進を図り，児童の安全対策に努めるための助成制度の充実を図る。	子ども未来課

施策（３） 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	子どもを守る１１０番の家	小中学生に対し，「子どもを守る１１０番の家」を周知し，地域社会の協力による通学路での緊急避難場所の確保に努める。	学校教育課
②	校外パトロール	各学校のＰＴＡや教師による巡回パトロールなど関係機関と連携して，児童生徒の安全確保に努める。	学校教育課 生涯学習課
③	境地区 セーフティー・マイ・ タウンチーム境班	境警察署や防犯協会等関係機関と連携しキャンペーン等を実施し，防犯活動の充実を図る。	防災安全課 関係機関
④	防犯ブザーの携帯	犯罪から子どもたちを守るため，小学生と女子中学生に携帯させ，安全対策を講じる。	学校教育課

No.	事業名	実施内容	推進主体
⑤	小中学校の防犯，安全対策	防犯カメラの設置をするとともに，来校者の記名や名札着用を義務づける。夜間及び休日等については，警備委託し校舎の安全対策に努める。また，防犯メールの配信等，広域的な不審者情報の早期提供に努める。	学校教育課
⑥	地域自警団組織の推進	住民総ぐるみで犯罪の未然防止に取り組むため，地域あるいは行政区単位で自警団的な組織推進を図る。	防災安全課
⑦	街路灯の設置	危険場所への安全対策として街路灯設置や，犯罪抑止対策として防犯カメラ設置に努め，安心なまちづくりを進める。	防災安全課
⑧	携帯電話教育事業	有害情報に接触する危険性や使用時のマナー等について，トラブルを防ぐための適切な教育を家庭及び学校で実施していく。	学校教育課



分野5 職業生活と家庭生活の両立支援

女性の就業率上昇に伴い、国や地域、社会で男女共同参画を目指す取り組みが求められています。男女が子育てを分担・協力しながら、職業と家庭のバランスのとれた生活の実現に向けて柔軟な就労環境の整備を進めるとともに、母親が就労する際の子育て支援の充実や、事業者に育児休業や再雇用等の子育て支援制度の周知と普及に努めます。

施策（１） 多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	男女共同参画プランの推進	男女共同参画プランに基づき、家庭や地域・職場における男女平等の推進、意識の高揚啓発を図る。	人権・協働 ハーモニー室 関係各課
②	男性の育児参加「両親学級」	母親教室の中に父親が参加できるメニューを加える等、両親学級と兼ねる形で実施し、父親への育児参加を促す。	健康推進室
③	ハローワーク等の連携	ハローワークや関係機関と連携して、出産、育児で一旦仕事をやめた人等を含めた再就職や技術習得を支援する。	まちづくり推進課 社会福祉課 関係機関



施策（２） 仕事と子育ての両立の推進

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	「ファミリーサポートセンター」の設立	住民相互扶助活動の「子育てサポーター派遣事業」の利用拡大を進め、緊急時の育児支援を図る。また、会員を拡充し、ファミリーサポートセンター設立を目指す。	子ども未来課
②	育児休業等制度の周知と活用	育児休業制度の周知を図り、商工会との連携により各事業所への取組み普及を推進するとともに、制度期間中における子育てライフの充実を促進する。	まちづくり推進課 関係機関 総務課
③	短時間勤務制度の導入等働きやすい職場環境の普及	働きながら育児をすることを容易にするため、3歳未満の子を養育する従業員に対する短時間勤務等の措置を講ずる制度の啓発普及を行う。	まちづくり推進課 関係機関
④	再就職・再雇用の啓発、普及	妊娠、出産、育児等のため退職した女性が再就職できるよう再雇用制度の啓発普及を行う。	まちづくり推進課 関係機関



分野6 特にきめ細やかな配慮が必要な取り組み

地域コミュニティの希薄化、近年増加している離婚等に伴うひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は複雑化しています。

特に、児童虐待に結びつくような子育てに不安の見られる家庭に対して、未然防止から被害にあった子どもの心身のケアまで、幅広い支援と地域の協力を図ります。

また、ひとり親家庭に対しては、生活支援から教育・保育サービスの提供、就労支援まで、家庭の自立に向けた環境づくりを推進します。

障害を抱えた児童に対しては、早期発見とともに、きめ細やかな指導・養育ができる体制を整備し、地域住民の理解を深め、障害児の生活向上に努めます。

施策（１） 子どもの権利・人権の尊重

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	子どもの権利・人権の尊重について、リーフレット等を配布して、啓発活動を行う。また、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの趣旨や内容の啓発を図る。	子ども未来課

施策（２） 児童虐待防止、被害にあった子どもの保護

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	民生委員児童委員，主任児童委員との連携強化	地域の情報について，児童相談所，健康推進室，保育園や認定こども園，教育委員会等と連絡連携を図り，虐待防止を図る。	社会福祉課 子ども未来課
②	児童虐待防止ネットワークの拡充	要保護児童対策地域協議会を中心とし，「児童虐待防止ネットワーク」の拡充を図る。	子ども未来課
③	虐待ケースの支援	被害にあった子どものケアや親子の再統合等の問題を抱える家庭においては，児童相談所や医療機関との連携を深め心のケア，支援方策の協議体制の充実を図る。	子ども未来課 関係機関

No.	事業名	実施内容	推進主体
④	DV被害者の支援	配偶者への虐待は重大な人権侵害であり、子どもを含む家族を関係機関と連携した支援により早期手続きを図り、自立支援を促す。	社会福祉課 子ども未来課
⑤	DV 防止啓発事業	DV 防止のための啓発活動	人権・協働 ハーモニー室

施策（３） ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	ひとり親家庭等の日常生活の支援	ひとり親家庭等の子どもの健全な育成をめざし、就園、就学上の援助や経済負担を軽減する制度の周知活用に努める。	子ども未来課
②	境町母子（父子）寡婦福祉会の育成支援	ひとり親家庭の自立支援や交流事業を促進し、明るい家庭構築を目指す取り組みを実施する団体への育成支援を図る。	子ども未来課

施策（４） 障害児施策の充実

No.	事業名	実施内容	推進主体
①	障害児・者支援の充実	境町障害計画・障害福祉計画に基づき、学校や支援施設、関係機関の連携を強化し、障害のある子ども達にとって生活しやすい環境を作るとともに、家庭への適切な援助を行う。	社会福祉課
②	障害児・者家庭への経済的支援と負担軽減	障害児のいる家庭に対して、特別児童扶養手当や障害児福祉手当、医療費助成等、経済的支援の充実と税制上の軽減措置、交通機関割引制度等の軽減制度の周知を図る。	社会福祉課 関係各課
③	障害児・者相談の充実	子どもが地域の中で健やかに育ち、また、親の不安や悩みを軽減し解消を図るため、専門の相談員を配置し、身体的・知的などの障害者相談の充実を図る。	社会福祉課 関係機関

No.	事業名	実施内容	推進主体
④	療育支援体制の確保	早期療育体制を確保するため、集団（個別）指導等を実施するほか、療育環境を整える。目的別に「すこやか教室」「親子相談」「発達相談」を実施する。	健康推進室
⑤	障害児保育の充実	専門家による巡回指導及び相談の導入、健康推進室との連携により、質の向上を図る。また、障害児を受入れる教育・保育施設、放課後児童クラブを拡大する。	子ども未来課
⑥	障害児教育の充実	学校における特別支援教育を推進するため、校内体制の整備を推進する。また、就学指導の充実や介助員の設置、教職員等の知識・技能の向上など学びやすい教育環境の整備を図る。	学校教育課
⑦	発達障害児支援の充実	学習障害・高機能自閉症や、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある子どもの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくりを進める。	学校教育課 健康推進室 社会福祉課 子ども未来課
⑧	障害児通所支援・児童発達支援	就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業を利用し、生活能力の向上や社会との交流促進を図る。	社会福祉課
⑨	障害児の一時預かり	「NPO法人メダカの会」等の事業所と連携して日中一時支援事業などを行う。	社会福祉課
⑩	障害児者父母の会及びNPO法人メダカの会への支援	障害児の療育及び保育事業、障害児・者の社会自立に向けた生活訓練事業等、障害者の家族の就労及び社会参加を支援する。また、活動を住民に広く周知する。	社会福祉課
⑪	あけぼの会館の運営	障害児・者の活動拠点となるような運営の充実を図る。また、「NPO法人メダカの会」の事業活動と連携して充実に努める。	社会福祉課

第6章 計画の推進に向けて

1 取り組みの方針

本計画は、境町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と協力して計画の推進に取り組めます。

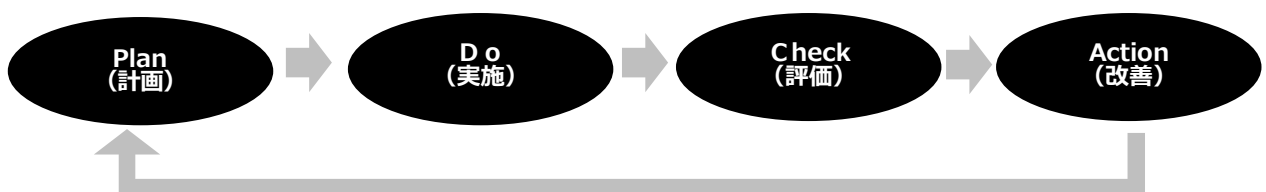
2 計画の推進体制

保育・教育関係者、学識経験者、保護者等から構成される「境町子ども・子育て家庭支援会議」において、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。また、本計画の策定及び見直しについて審議します。

3 計画の進捗管理と点検・評価

計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。そこで、計画推進の中心となる「境町子ども・子育て家庭支援会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの町民の声が生かせるよう広報や町のホームページ等を活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

＜PDCAサイクルの図＞



巻末資料

1 用語集

用語	解説
【あ行】	
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1年間（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長1年半。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
【か行】	
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
【さ行】	
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
【た行】	
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の13事業のこと。 ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。

第2期境町子ども子育て支援事業計画

用語	解説
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。
トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。
【な行】	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。
【は行】	
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする方が、育児支援・家事支援を提供できる方から子育て支援を受ける事業。
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
保育の必要性	「保育の必要性がある」とは、保護者が共働きの場合や、病気・障がいがある場合、妊娠・出産や保護者の同居親族等の看護・介護などのため、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されること。 認定は、認定申請に必要な書類を市へ提出する。提出された書類を市が審査し、認定の可否を決定する。 1号認定児童…満3歳以上で教育のみを必要とする児童。 2号認定児童…満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。 3号認定児童…満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

用語	解説
【や行】	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
幼児教育・保育の無償化	我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性にかんがみ、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的により創設された制度。令和元年10月から施行。 無償化の対象となる保育料は、年齢によるもののほか、幼稚園や保育所等の利用状況やご家庭の状況によって異なる。
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う一時預かり事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。
【ら行】	
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

**第2期境町子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月**

発 行 境町

編 集 境町福祉部子ども未来課

住 所 〒306-0495

茨城県猿島郡境町 391 番地 1

T E L 0280-81-1300（代表）

U R L <http://www.town.sakai.ibaraki.jp>